

## 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期計画

## 前文

神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）は、平成15年4月の開学以来、「ヒューマンサービス※」をミッションとして、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもと、保健、医療及び福祉分野の総合的人材養成の拠点として、これまでに6千人を超える専門人材を地域社会に送り出してきた。

こうした大学の建学理念は、卒業生の間で浸透し、地域社会において高く評価されているものと認識している。

さらにこの間、平成19年には、各分野に関わる広い理解をもって、それぞれの分野の連携・協力を進めることのできる高度専門職業人の育成を目指して、保健福祉学研究科（修士課程）を設置し、平成29年には、ヒューマンサービスの実践を学際的に探究するため、博士課程を設置したところである。

一方、開学から15年が経過し、急速な高齢社会の進展や少子化などに伴う社会システムの変化や保健、医療及び福祉サービスの高度・複雑化など大学運営を取り巻く環境に大きな変化がみられ、こうした変化に対応しうる人材の不足や大学全入時代の到来など、教育や研究に関わる解決すべき課題が浮上してきている。

このような課題に対応するため、学部、大学院及び実践教育センターが有する機能を一層強化し、ヒューマンサービスというミッションをもった専門職の養成と現任者の専門能力の向上に寄与し得る教育や、社会の多様なニーズを踏まえた研究を充実・継続させていく必要がある。さらに、神奈川県や関係機関等との連携により、保健、医療及び福祉に関連した分野において社会システムの革新（イノベーション）を担う高度な専門人材の育成も求められている。

このため、大学は新たに法人化することで、自主的・自律的な大学運営と安定した教育・研究基盤の確立を進め、教育・研究の充実を図り、その成果を社会への還元につなげることを目指していく。

そこで、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間における中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

※別紙1「ヒューマンサービスについて」参照

## 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】※数値目標の算出根拠については別紙2「数値目標に係る過去5年間の実績及び目標値」参照（以下同じ）

- ◆ 就職希望者就職率（学部）：100%
- ◆ 国家試験は、次の合格率を目指す。

国家試験	目標合格率
看護師	100%
保健師	100%
助産師	100%
管理栄養士	100%
社会福祉士	75%
精神保健福祉士	100%
理学療法士	100%
作業療法士	100%

- ◆ 日本看護協会認定審査は、次の合格率を目指す。

認定審査	目標合格率
認定看護管理者	75%
感染管理認定看護師	85%

- ◆ 授業評価の結果：実施率：100% 5段階中4以上：80%（学部）  
実施率：100%（大学院）  
実施率：100% 5段階中4以上：80%（実践教育センター）
- ◆ 図書館の利用者数：90,000人（最終年度目標値）
- ◆ ファカルティ・ディベロップメント※1（以下「FD」という。）研修実施回数：72回（計画期間累計）
- ◆ 学部入学者受験倍率：2.5倍（学部）  
大学院入学者受験倍率：1.5倍（大学院保健福祉学研究科博士前期課程）  
定数確保（大学院ヘルスイノベーション研究科修士課程）  
定数確保（大学院保健福祉学研究科博士後期課程）
- ◆ 大学説明会の実施回数：390回（計画期間累計）

#### (1) 人材の育成に関する取組み

学部、大学院において、多領域が連携する専門職教育により、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成する。

また、実践教育センターにおいては、保健、医療及び福祉の分野に従事する者への継続教育を行う。

## ア 学部教育

### (7) 看護学科

社会の変化に伴い多様化する人々のニーズを的確に把握し、他職種と連携し、質の高い看護を提供でき、さらに生涯にわたり自己の資質の向上に努め、看護学及び保健医療福祉の発展に貢献できる看護学教育を行う。

### (4) 栄養学科

人間栄養学を基本とし、栄養と健康・疾病等との関係を探究し、人の栄養・食事の課題を解決する知識・技術・実践力の総合的な教育を行う。

### (ウ) 社会福祉学科

社会福祉に関する知識・技術等に基づいて、地域社会におけるヒューマンサービスを実践できる教育を行う。

### (E) リハビリテーション学科

#### a 理学療法学専攻

小児から高齢者まで幅広く対象とし、疾病による障害の回復のみならず、健常者の健康維持から高齢者の介護予防まで、身体機能の維持改善に関する知識と技術の教育を行う。

#### b 作業療法学専攻

健康の維持・増進を目的に作業療法とその作業を行う人間の関係を科学的に探究し、身体・発達・精神の各障害の改善に必要な知識と技術の教育を行う。

### (オ) 人間総合科

大学の基本理念であるヒューマンサービスの理解及び幅広い知識・技術を身につけるため、各学科・専攻の専門分野にとらわれず、様々な角度から「人とは何か」ということについての理解を深めるとともに、保健、医療及び福祉の分野に関わる人材として求められる基礎的な教育を行う。

## イ 大学院教育

### (7) 保健福祉学研究科

#### a 博士前期課程

保健、医療及び福祉の諸問題を体系的に整理し社会に発信する能力、実践的な知識・経験を学問的に検証する能力、また、高度専門職業人としての知識・技術及び連携・協働するための基礎的な能力を修得するための教育を行う。

#### b 博士後期課程

保健、医療及び福祉に関わるヒューマンサービスの実践に必要な倫理観と使命感を持ち、自立して研究に取り組む能力、また、専門的知識や科学的根拠をもって他職種と連携し、実践現場に変革を起こす能力を修得するための教育を行う。

### (4) ヘルスイノベーション研究科（平成 31 年度開設予定）

保健、医療及び福祉に関わる社会制度や最先端のテクノロジーについて理解し、未病の考え方を踏まえて、直面する次世代社会の課題を探究するとともに、多様な専門領域

に係る知識やネットワークを備えて、それらを解決する政策立案能力、マネジメント能力を修得するための教育を行う。

## ウ 実践教育センター

### (7) 教育課程

保健、医療及び福祉分野の専門職の継続教育として、指導・管理者養成教育、連携・専門教育、高度専門教育を行う。

### (イ) 教育研修

保健、医療及び福祉分野の実習指導者の養成、教員の継続研修及び現場での実践力向上のための専門研修を行う。

### (ウ) 実践研究

病院、施設、地域の保健、医療及び福祉の現場で抱えている様々な課題に対して実践研究に取り組むとともに、必要な基礎的な知識の提供を行う。

## (2) 教育内容等

### ア 教育内容及び方法

#### (7) 学部教育

##### a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉分野のニーズの多様化や社会環境の変化、学術研究の動向に対応するため、教育課程・教育内容のあり方について検討を行い、より効果的なカリキュラム編成に努める。(学部・大学院共通)
- ・ 各学科において、在学生や卒業生及び外部機関等からの意見を聴取し、教育内容等の評価を行う。

##### b 教育方法

- ・ 教育・研究の質の向上を図るため、研究課題に沿った最新の実験・実習器具や装置等の計画的な導入・更新を推進する。(学部・大学院共通)
- ・ アクティブ・ラーニング※<sub>2</sub>を促進する演習・実験・実習の授業や学外授業を積極的に行い、また地域で活躍する専門職や大学の卒業生等を非常勤講師やゲストスピーカーとして迎え、知識に偏らず、地域社会の課題を踏まえた実践的な教育を推進する。
- ・ ティーチング・アシスタント※<sub>3</sub>（以下「TA」という。）制度を活用し、教育環境の充実を図る。
- ・ 授業の評価結果の向上を図るとともに、授業方法やカリキュラムの改善に向けた対応に取り組む。
- ・ 臨床現場等での効果的な実習を行うために、臨床教授等の制度を活用し、学科指導者と実習指導者との協働を図る。

## (イ) 大学院教育

### a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉分野のニーズの多様化や社会環境の変化、学術研究の動向に対応するため、教育課程・教育内容のあり方について検討を行い、より効果的なカリキュラム編成に努める。(学部・大学院共通)
- ・ アドミッション・カリキュラム・ディプロマに関する3ポリシーに照らして、保健福祉学研究科博士前期課程はカリキュラムの見直しを進め、同研究科博士後期課程及びヘルスイノベーション研究科修士課程は開設後の入学者が修了する年次を目途にカリキュラム評価を行う。
- ・ 在学中の大学院生や修了生等からの意見聴取の機会等を利用し、教育内容や方法の検証を行う。

### b 教育方法

- ・ 教育・研究の質の向上を図るため、研究課題に沿った最新の実験・実習器具や装置等の計画的な導入・更新を推進する。(学部・大学院共通)
- ・ 大学院教育の動向やディプロマポリシーに照らして、保健福祉学研究科博士前期課程は論文審査体制を見直す。
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程は学位論文の指導及び審査過程に係る具体的・効果的な運用を検討し、手続きの明文化に取り組む。
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程の設置に伴い、より高度な教育・研究を進めるため、研究科研究費等の充実と効果的な配分を推進する。
- ・ ヒューマンサービスの理念に基づく教育・研究の実施という観点から、領域(系)を超えた学びあいの場を設け、充実させる。
- ・ 大学院における研究レベルの向上のため、学生の学会への積極的な参加や学会誌・大学誌への積極的な投稿を促す。

### c 学生の教育・研究活動

TA やリサーチ・アシスタント※4を導入するなど、大学院生の実践的な教育・研究能力の向上を図る。

## (ウ) 実践教育センター

### a 教育内容

- ・ 大学の基本理念に基づき、保健、医療及び福祉の分野における現任者の専門性を高めるためのカリキュラムを編成する。
- ・ 保健、医療及び福祉を取り巻く社会環境の変化や新たなニーズに対応できる人材育成を目指した教育を行う。

### b 教育方法

- ・ ニーズの多様性や社会の動向に対応するため、現行カリキュラムの検証・評価を行う。
- ・ 学生による授業評価やリアクションペーパーを活用し、その結果を教育内容・方法の改善に反映する。

## イ 成績評価等

### (7) 学部教育

- ・ 教育理念・教育目標に沿った学位授与実施方針（ディプロマポリシー）に基づき、公平公正な成績評価を行うとともに、学士課程の望ましいあり方を確保するための取組みを行う。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。（学部・大学院共通）

### (4) 大学院教育

- ・ 教育理念・教育目標に沿った学位授与実施方針（ディプロマポリシー）に基づき、公平公正な成績評価を行う。特に、保健福祉学研究科博士前期・後期課程ともに論文審査基準に準拠した評価を行う。
- ・ 科目ごとに、授業の到達目標や単位認定方法をシラバスに明示し、大学 Web サイト等で公表する。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。（学部・大学院共通）

### (ウ) 実践教育センター

科目ごとの目的・目標や成績評価の方法をシラバスに明示し、公平公正な成績評価を行う。

## (3) 教育の実施体制の整備

### ア 教員の配置

- ・ 学部、大学院の教育効果が最大限に発揮できるように、適切な教員の配置を行うとともに優れた教員の確保に努める。
- ・ 社会人及び専門職としての質の高い幅広い知識と高い人間性を備えた人材を育成するため、教養教育・専門教育ともに多様な科目に対して、適切に常勤教員を配置する。
- ・ 現場で実践した内容を体系的に整理・発信できる人材を育成するために、保健、医療及び福祉の現場の第一線で活躍している実践者等を非常勤講師やゲストスピーカーとして活用する。

## イ 教育環境の整備

- ・ 教育備品等の整備計画を策定し、教育環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を図る。
- ・ 社会人院生の講義受講のため平日夜間及び土曜日の開講などの便宜を図る。

### (7) 図書関係

- ・ 学術的図書・雑誌の充実及び学術雑誌の電子化を推進する。
- ・ 図書館利用者のニーズを踏まえたサービスの充実を図る。

### (4) 情報関係

- ・ e ラーニングを活用した自主学習の推進を図る。

#### ウ 教員の教育能力の向上

- ・ 専門職の養成という大学の特色や教員ニーズを踏まえた FD 講習会を定期的実施し、教育内容や教育方法の改善に活用する。
- ・ FD や、学内各委員会活動を通じ、基本理念・教育目標のより一層の浸透・普及を図る。特に、新任教員に対する FD の実施のほか、全職員に対しても大学のミッションと基本理念の周知を図り、その浸透に努める。
- ・ 教員の資質向上に向けた取組みとして、授業評価のより効果的なフィードバックの構築など、授業内容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開する。
- ・ 大学院担当教員の研究指導能力の向上に関する FD の充実に取り組む。
- ・ FD の動向や結果についてニュースレターを発行し、学内での情報共有を図る。

#### (4) 学生の受入れ

##### ア 学部

- ・ 教育理念・教育目標に沿った入学者受入方針（アドミッションポリシー）に基づき、学生の受入を推進する。（学部・大学院共通）
- ・ 開学後の状況や社会的ニーズ、人材養成に係る状況の変化、各学科の教育目標等の観点から入試制度の検討を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 幅広く受験者を募るため、大学 Web サイト等の媒体の有効活用や高校生向けの PR 事業、オープンキャンパスなど、入試関連広報を積極的に実施する。

##### イ 大学院

- ・ 教育理念・教育目標に沿った入学者受入方針（アドミッションポリシー）に基づき、学生の受入を推進する。（学部・大学院共通）
- ・ 社会的ニーズ、人材養成に係る状況の変化、各領域の教育目標等の観点から入試制度の検討を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 保健福祉学研究科博士前期課程に関しては、保健、医療及び福祉の分野のリーダーとなりうる大学院生を、社会人及び学部から幅広く受け入れる。
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程に関しては、ヒューマンサービスの教育、保健福祉学の研究の推進にふさわしい学生の確保に取り組む。
- ・ 平成 31 年度に開設予定のヘルスイノベーション研究科修士課程に関しては、ヘルスケアに関連する各分野でリーダーシップを発揮し、イノベーションを起こすことができる学生の確保に取り組む。
- ・ 大学案内や募集要項、また大学 Web サイトや入試説明会等の充実化を図り、積極的な広報活動に取り組む。

##### ウ 実践教育センター

- ・ 大学の基本理念に基づき、自身の資質向上に対する高い意欲を有する現任者の受入を推進する。

- ・ 県民の保健、医療及び福祉の向上のため、県内の在住者及び在勤者の積極的な受入を推進する。
- ・ 授業形態の工夫等により働きながら学ぶ学生を受け入れる。
- ・ パンフレットやWeb サイト等を効果的に活用し、学生受入に係る広報活動の充実を図る。

## 2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

### 【数値目標】

- ◆ 就職説明会参加病院・施設数：540 施設（計画期間累計）
- ◆ 進路ガイダンスの実施：18 回（計画期間累計）

### (1) 学生生活に係る支援

#### ア 学習・生活支援

- ・ 入学時及び学年ごとにオリエンテーションを実施し、毎年見直しと改善を行う。
- ・ クラス担任制やチューター制等の活用により、学生の様々な相談に適切に応じるなど、きめ細かい支援体制を推進する。
- ・ 学生相談室に臨床心理士等を配置して、心の健康に関する相談体制の充実を図る。
- ・ 支援を要する学生に対して、学科、学生相談室、学校医等が連携して協働する支援体制を検討し、実施する。
- ・ 留学生と日本人学生の交流機会を積極的に提供するとともに、サポート情報の収集・提供機能の強化を図る。

#### イ 経済的支援

- ・ 日本学生支援機構奨学金をはじめとした奨学金・修学資金等について、学生に対し積極的に周知を図り、適切な支援を実施する。
- ・ 学業が優秀でありかつ経済的な理由により授業料の納付が困難な学生に対して、授業料減免制度を活用し、就学を支援する。

#### ウ 課外活動への支援

- ・ 学生自治会、サークル活動、大学祭等の学生の自主的活動を支援する。
- ・ 学生が主体的に取り組むボランティア等の地域貢献活動を支援する。

#### エ その他支援

学生の学内外の活動について情報を収集し、大学 Web サイト等を活用して適切な時期・内容にて成果報告、表彰等を行う。

### (2) キャリア支援

- ・ 卒業時の進路状況調査を活用し、そこから得られた情報を基に、進路支援の充実に努め

る。

- ・ 学生の意見や時代のニーズを反映させた進路ガイドブックを作成するなど、学生の就職や進路に係るキャリア教育に積極的に取り組む。
- ・ 神奈川県内の専門職の人材定着を図るため、県内の病院・施設を招いた学内説明会や進路ガイダンスを実施するなど県内就職先に関する情報を得る機会を充実させ、県内就職者を確保する。

### 3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 【数値目標】

- ◆ 学術論文、著書及びその他の著作の件数：2,100件（計画期間累計）

#### (1) 研究水準及び研究の成果等

- ・ 個人及び共同での研究活動を推進し、大学及び大学院における研究水準の向上を図る。
- ・ 学会等における積極的な研究成果発表や、学術雑誌・専門誌での積極的な論文発表を推進する。
- ・ 学内研究発表会の実施や大学誌の発行を行い、研究成果の発表を推進する。
- ・ 公開講座や公開セミナー等を活用し、研究成果を地域に積極的に公開する。
- ・ 県、市町村及び地域との連携協働による研究を推進し、社会のニーズに係る実践的な研究成果を県民に提供する。
- ・ 未病の改善等、新たな学問分野を構築するとともに、県、市町村及び地域と連携し、シンクタンク機能として、その研究成果を活用し、健康寿命の延伸等、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

#### (2) 研究の実施体制等の整備

##### ア 研究実施体制の整備

- ・ 保健、医療及び福祉の横断的な連携研究を推進し、大学のミッションの深化を図る。
- ・ サバティカル研修制度※5など新たな研修制度の導入を図る。
- ・ 研究成果に対する知的財産権の確保など研究を推進する体制を整備する。

##### イ 財政基盤の整備

- ・ 協働研究助成をはじめとする各種研究助成制度の活用を図る。
- ・ 円滑な研究推進の観点から、研究費の効率的かつ柔軟な執行を図る。
- ・ 外部資金獲得のための支援体制を整備する。

##### ウ 研究倫理審査体制

- ・ 国の倫理指針等に基づき、迅速かつ適切な研究倫理審査を実施し、必要に応じて規程や手引きの見直しを行う。
- ・ 教員・学生に対し研究倫理審査に関する研修を実施し、倫理的配慮の意義や必要性につ

いて意識向上を図る。

#### 4 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 【数値目標】

- ◆ 公開講座・市民大学開催回数：85回（計画期間累計）
- ◆ 高大連携プログラム（高校生向け出張講座）等実施件数：90件（計画期間累計）
  
- ◆ 産学官連携事業件数（行政機関及び民間企業との連携事業件数）：80件（計画期間累計）
- ◆ 海外大学等との交流事業件数：45件（計画期間累計）

#### (1) 地域貢献

##### ア 地域社会との連携

- ・ 地域社会に質の高い専門人材を送り出すとともに、大学が有する知的財産を還元する。また、職員、学生、卒業生、修了生が協力し、公開講座の実施等により、地域社会の人々とともにヒューマンサービスの実現に努める。
- ・ 公開講座やシンポジウム、保健、医療及び福祉の専門職を対象とした講座など、大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。
- ・ 地域包括ケアシステムの実践など地域が抱える、保健、医療及び福祉に関する課題に対し、県や市町村、地域社会と連携し取り組む。
- ・ 大学施設を地域開放するなど、地域社会へのサービスの拡大を図る。
- ・ 直面する次世代社会の課題の解決に関する研究に取り組み、その知見や成果を県や地域に提供する。

##### イ 県内の高等学校との連携

- ・ 高大連携講座や模擬授業を実施するなど、大学の有する知識、見識及び教育力を生かし、高校生に専門的、発展的な教育を提供する。
- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会※6に加盟し、他の参加機関と情報を共有し、高校生に学習の場を提供できるよう連携を図る。

##### ウ 広報

広報媒体や大学 Web サイトなどを積極的に活用し、地域貢献に係る効果的な情報発信及び提供を行う。

#### (2) 産学官の連携

- ・ 各種専門職団体との関係を強化し、技術、情報を共有し、最適なヒューマンサービスを提供できるよう取り組む。
- ・ 最先端企業や研究機関と連携した教育や研究を実施し、ヘルスケアにおける技術や産業、

政策のイノベーションを牽引する。

- ・ 企業や行政機関等との共同研究の支援体制の整備を図る。

### (3) 国際協働

- ・ 海外の保健、医療及び福祉の向上への貢献を目指し、教育支援のための教員派遣など国際協働・交流事業に取り組む。
- ・ 海外大学等との学生交流や研究者との共同研究を実施し、教育や研究の質の向上を図る。
- ・ 国際協働に係る学内推進体制の整備を図る。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 機動的な運営体制の構築

理事長及び学長による迅速かつ適切な大学運営を行うため、組織の見直しを行う。

#### (2) 学外意見の反映

大学運営に幅広い意見を反映させるため、理事や審議会委員等に外部委員を登用する。

### 2 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 柔軟な人事制度の整備

教育・研究の充実及び地域貢献・国際貢献に係る機能の充実に向けて、クロスアポイントメント制度※7など柔軟な人事制度を整備する。

#### (2) 人材の確保と活用

- ・ 適宜適切な職員採用により優れた職員を確保する。
- ・ 人事評価制度に基づく、適切な人材活用を行う。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 事務組織

各部門の権限及び責任の明確化や組織間の連携強化により、業務に的確かつ機動的に対応できる組織体制を整備する。

#### (2) 事務の効率化

複数年契約等の適用範囲の拡大や、物品調達を集約化等により効率的な事務執行を推進する。

#### (3) 事務職員の能力向上

事務職員の専門性を高めるために研修制度の整備を図る。

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 【数値目標】

◆ 科学研究費補助金の申請件数：300件（計画期間累計）

##### (1) 外部研究資金の獲得

- ・ 競争的資金の獲得に向け、科学研究費補助金の申請件数の増加を図るとともに、その他の競争的研究資金についても申請・応募を勧奨する。
- ・ 国、地方公共団体、企業等からの受託研究、共同研究を積極的に実施し、外部研究資金の導入を図る。

##### (2) その他の自己収入の確保

- ・ 大学の財政基盤安定のため、入学定員を満たすことにより、授業料や入学料収入など教育研究に関わる財源を確保する。
- ・ 学内の施設を有効活用し、使用料など自己収入の増加に努める。
- ・ 大学パンフレットへの広告や大学 Web サイトへのバナー広告を募集するなど、広告収入の確保を図る。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 省エネルギーや物品のリサイクル利用、文書のペーパーレス化など、事務経費の削減に効果的な取組みを進める。
- ・ 経費の節減に向け、職員のコスト意識の醸成を図る。

#### 3 資産の運用管理に関する目標を達成するためとるべき措置

資金の受入れ及び払出しに際しては、資金計画を作成し、効率的かつ確実な資金運用を図る。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む。）

平成30年度～平成35年度 予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	14,593
自己収入	4,404
入学金及び授業料等収入	4,244
その他（雑収入）	159
受託研究等収入及び寄付金収入	270
計	19,267
支出	
業務費	15,549
教育研究経費	2,516
人件費	13,033
一般管理費	2,708
設備整備費	738
受託研究費等経費及び寄付金事業費等	270
計	19,267

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中 総額13,033百万円を支出する。（退職手当を含む。）

【運営費交付金の算定方法】

(1) 標準運営費交付金

通常の法人運営に係る経費を算定し、その財源不足を補うもの。

対象経費：維持運営費、人件費及び法人の収入により経費を補えない事業費

(2) 特定運営費交付金

年度の事情により変動する経費や、特定の期間に限定される事業経費等、標準運営費交付金対象以外の経費を対象としたもの。

対象経費：退職手当、大規模改修費及びその他特殊要因経費

## 2 収支計画

平成 30 年度～平成 35 年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常費用	19,170
業務費	16,230
教育研究経費	2,927
受託研究等経費	270
人件費	13,033
一般管理費	2,708
減価償却費	232
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	19,170
運営費交付金収益	14,265
授業料収益	3,362
入学金収益	753
検定料収益	128
受託研究等収益（寄附金を含む。）	270
雑益	159
資産見返運営費交付金等戻入	187
資産見返物品受贈額戻入	44
臨時利益	0
純利益	—
総利益	—

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。  
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

### 3 資金計画

平成 30 年度～平成 35 年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	19,267
業務活動による支出	18,939
投資活動による支出	328
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	19,267
業務活動による収入	19,267
運営費交付金による収入	14,593
授業料及び入学検定料等による収入	4,244
受託研究等収入（寄附金を含む。）	270
その他の収入	159
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。  
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

#### 第5 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

6億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延又は事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

#### 第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

#### 第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## 第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

### 1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 施設設備の整備

良好な教育研究環境を維持するため、施設設備の定期的な点検を行うとともに、適切な管理・保全のため必要な施設・設備改修計画を策定する。

#### (2) 施設設備の活用及び見直し

大学の諸施設の開放に関するルールを定め、地域等に有効に活用されるよう、教育研究等大学運営に支障のない範囲内で一般への開放を積極的に進める。

### 2 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 防災等の危機管理体制の強化

自然災害や事故を始めとする各種危機事案に対応するためのマニュアルを策定し、学生及び職員が一体となった危機管理体制を整備する。

#### (2) 情報セキュリティ対策の充実

情報セキュリティポリシーを策定し、学内の情報セキュリティ管理体制の整備と情報管理の適正化を図る。

#### (3) 個人情報の保護

職員及び学生に対し、個人情報に関する保護の理解を求めるとともに、講習会等を定期的に行い、意識啓発の向上を図る。

### 3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 県民への説明責任を果たすため、大学 Web サイトや印刷物により、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、評価結果等の情報提供を積極的に行う。
- ・ 大学の特色や魅力を広く内外に発信するため、大学 Web サイトや入学案内冊子などの情報発信媒体の充実及び有効活用を図るとともに、オープンキャンパス等多様な広報機会を通じて広報の強化を図る。

### 4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 【数値目標】

- ◆ 人権啓発に係る研修等の実施：18回（計画期間累計）
- ◆ ハラスメントに関するアンケート調査の実施：6回（計画期間累計）

#### (1) 法令遵守の徹底

法令、社会的規範、学内規定の遵守を徹底するため、不正行為の防止など、必要な研修を実施する。

## (2) 人権啓発の推進

学生及び職員向けの人権啓発に係る研修を実施するとともに、ハラスメントの実態を把握するため、学生及び職員を対象としたアンケート調査を実施する。

## (3) 環境への配慮

職員・学生等への省エネルギーの啓発等を行い、資源のリサイクルなどを通じて、環境に配慮した法人運営を行う。

## 第10 その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項

### 1 人事に関する計画

第2の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

### 2 県からの長期借入金の限度額

なし

### 3 積立金の処分に関する計画

なし

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

## 第11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 自己点検及び評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 自己点検及び評価の実施

- ・ 法人運営や教育研究活動等全般にわたり適切な自己点検・自己評価を行うため、点検・評価項目や実施手法等について継続的な改善・見直しを図る。
- ・ 組織的かつ定期的に自己点検・評価に取り組む体制を構築し、公共上の見地から確実に実施する。

#### (2) 自己点検及び評価の結果の活用

評価結果を踏まえた改善課題の取組み目標を設定し、大学の教育研究活動や組織及び業務運営の改善に取り組む。

#### (3) 外部評価の実施

評価の客観性を確保するため、文部科学大臣の認証評価機関による評価を受ける。(平成34年度実施予定)

## 2 自己点検及び評価の状況に関する情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 自己点検・評価及び第三者機関の評価結果については、報告書や大学 Web サイト等により公表する。
- ・ 内部監査等の自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、年度計画で改善に取り組むなど、教育研究活動及び法人・大学の運営改善に反映させる。また、年度計画の達成状況を大学 Web サイト等で積極的に公表する。

### 備考

#### ※1 ファカルティ・ディベロップメント

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称をいう。

#### ※2 アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称をいう。

#### ※3 ティーチング・アシスタント

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものをいう。

#### ※4 リサーチ・アシスタント

主に大学院生が大学教員の研究補助者として雇用されるもので、雇用された大学院生が給与と授業料などの経済的援助を受けるものをいう。

#### ※5 サバティカル研修制度

教育研究に必要な知識及び能力の向上を図るため、教員自らが研究目標を定めて一定の期間にわたり研究に専念する研修制度をいう。

#### ※6 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会

県立高校と大学や短大・職業技術校等、専修学校、各種学校の教育機関及び企業、研究機関との連携を拡充するとともに、生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実を図り、神奈川の教育や産業の発展に寄与することを目的として、神奈川県教育委員会が設置した共同事業体をいう。

#### ※7 クロスアポイントメント制度

研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、一定の管理の下で、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能にする制度をいう。

## ヒューマンサービスについて

### ヒューマンサービスとは

ヒューマンサービスとは、保健・医療・福祉が人間の直面する多様な問題に全人的に対応し、その成長発達を支援するサービスがそれぞれ固有の機能と役割を果たしながら、専門間の調整を図り、包括的共同目標に向けて連携と両立可能性を深め、誰れをも排除することなく利用者主体のサービスに統合し実践性を孕む理念・方法・システムを構築して、市民参加のコミュニティを基盤とする人間と人類の幸福を追求する新しい文化の創造を目指すパラダイムをいう。

阿部志郎名誉学長『ヒューマンサービスの定義』より

### ヒューマンサービスの実践

本大学は、ヒューマンサービスの理念に基づき、質の高い保健・医療・福祉の人材養成と現任者への教育の充実を目標にしている。ヒューマンサービスとは、どのような人間であれ、誰も排除されることなく、一人ひとりが人格を持った大切な人として生かされ、生きがいを持ち、その人らしく生きられるように、人が、人らしく、他の人を支援していく理念をいう。

ヒューマンサービスの実践には、それぞれの専門領域が最大限の力を発揮すると同時に、お互いの壁を低くして保健・医療・福祉の連携と総合化をはかることが大切であり、そのためには、人間としての高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力と人の痛みや悲しみが受け止められる鋭い感性を備えた人材の育成が必要になる。

## 数値目標に係る過去5年間の実績及び目標値

項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平均	目標値	
教育	就職希望者就職率(学部)	99.1%		99.1%		98.6%		96.3%		96.6%		97.9%	100%	
	国家試験合格率	看護師	97.3%		98.7%		100%		98.6%		95.3%		98.0%	100%
		保健師	100%		96.5%		100%		97.2%		100%		98.7%	100%
		助産師	100%		100%		100%		100%		100%		100%	100%
		管理栄養士	100%		100%		97.6%		96.0%		97.8%		98.3%	100%
		社会福祉士	59.7%		64.6%		55.4%		65.2%		72.7%		63.5%	75.0%
		精神保健福祉士	92.3%		82.4%		94.7%		100%		94.1%		92.7%	100%
		理学療法士	100%		100%		100%		100%		100%		100%	100%
		作業療法士	95.7%		100%		100%		100%		100%		99.1%	100%
	日本看護協会認定審査合格率	認定看護管理者	57.1%		90.9%		76.9%		72.7%		70.0%		73.5%	75.0%
		感染管理認定看護師	79.3%		91.7%		86.7%		85.3%		62.1%		81.0%	85.0%
	学部教育授業評価	実施率	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	—	100%
		評価結果 (5段階中4以上)	76.4%	77.8%	76.9%	78.4%	76.1%	79.1%	76.1%	77.8%	72.3%	76.2%	76.7%	80.0%
	大学院授業評価実施率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	教育課程授業評価	実施率	100%		100%		100%		100%		100%		100%	100%
		評価結果 (5段階中4以上)	74.4%		86.0%		86.0%		69.3%		71.7%		77.5%	80.0%
	図書館の年間利用者数		93,675		90,565		82,924		83,348		81,277		86,358	90,000
	FD研修年間実施回数		8		14		9		21		12		13	(累計値) 72
	学部入学者受験倍率 (次年度の入学者選抜)		3.4		3.3		3.0		2.9		2.7		3.1	2.5
	大学院入学者受験倍率 (次年度の入学者選抜)	保健福祉学研究科 (博士前期課程)	1.8		1.8		1.6		1.1		前期	1.6	1.6	1.5
保健福祉学研究科 (博士後期課程)		—		—		—		—		後期	1.2	—	定数確保	
ヘルスイノベーション研究科		—		—		—		—		—		—	定数確保	
大学説明会の実施回数		61		56		61		63		72		63	(累計値) 390	
学生支援	就職説明会参加病院・施設数	77		76		84		85		96		84	(累計値) 540	
	進路ガイダンスの実施	3		3		3		3		3		3	(累計値) 18	
研究	学術論文、著書及びその他の著作の件数		315		358		261		283		260		295	(累計値) 2,100
社会貢献	公開講座・市民大学開催回数	大学 (市民大学含む)	10		7		8		8		7		8	(累計値) 85
		実践教育センター	2		1		1		1		1		1	
	高大連携プログラム等実施件数 (高校生向け模擬授業含む)		9		17		13		15		14		14	(累計値) 90
	産学官連携事業件数 (行政機関・民間企業との連携事業も含む)		—		—		—		—		—		—	(累計値) 80
海外大学等との交流事業件数		3		3		3		4		6		4	(累計値) 45	
財務	科学研究費補助金の申請件数 (次年度の交付分に対する申請件数)		31 (平成25年度交付分)		30 (平成26年度交付分)		25 (平成27年度交付分)		34 (平成28年度交付分)		36 (平成29年度交付分)		31	(累計値) 300
社会的責任	人権啓発に係る研修等の実施		1		2		2		2		2		2	(累計値) 18
	ハラスメントに関するアンケート調査の実施		1		1		1		1		1		1	(累計値) 6

※ 目標値は、基本的に過去の実績(過去5年間の平均値等)に10%を上乗せし算出している。